



## 労使関係

GRI 2-30

日油は、日油労働組合と労働協約を締結し、協約で定める組合員の範囲に該当する従業員などの同労働組合加入率は100%です。また、従業員などのうち労働組合加入者の比率は、72.2%です（2025年3月31日現在、出向者含む）。

### 労働協約

日油労働組合と締結した労働協約においては、事業構造転換などにより組合員の雇用に関わる経営施策の実施や労働条件の見直しを行う場合は、労働組合と事前に協議することのほか、団体交渉・労使協議会に関する事

項、賃金改定や賞与（一時金）に関する事項、人事や安全衛生保持などに関する事項について定め、本労働協約をもとに相互信頼に基づく労使関係を築くよう努めています。

### 主な労使協議 日油

協議会	回数
中央労使協議会	年2回開催し、社長を委員長とする団体交渉委員と日油労働組合中央執行委員が出席し、業績に関する認識の共有とともに、経営課題に関する議論を行っています。
中央労使安全協議会	年4回開催し、労働安全の状況に関する認識の共有とともに、労働安全確保・向上のための意見交換を行っています（団体交渉委員と日油労働組合中央執行委員が出席する協議会を年2回、会社の労働安全担当、人事・総務部長、労政担当と日油労働組合中央執行委員が出席する協議会を年2回開催）。
人事・総務部と中央執行委員との協議会	年10回開催し、人事・総務部長、労政担当と日油労働組合中央執行委員が出席し、業績に関する認識の共有、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上をはじめ、さまざまな全社的労使間課題に関する議論を行っています。
事業部労使協議会	年2回開催し、事業部長をはじめとする事業部幹部と日油労働組合の当該事業部関係支部委員などが出席し、業績に関する認識の共有、経営施策に関する議論を行っています。
各箇所労使協議会	原則として毎月開催し、箇所長や人事担当者などと日油労働組合各支部委員が出席し、各箇所での労務や健康保持、安全などに関する課題や業績に関する認識の共有、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上をはじめ、さまざまな各箇所の労使間課題に関する議論を行っています。